

令和4年1月

学校長先生  
ご担当先生

日本文教出版株式会社 編集部

TEL 03-3389-4615

FAX 03-3389-4395

### 令和3年度高等学校教科書の訂正に関するお知らせ

拝啓 平素より格別のご指導、ご高配を賜り、心よりお礼申しあげます。

現在ご使用いただいております弊社発行の高等学校教科書「情報の科学(情科305)」につきまして、以下、訂正がございます。先生方、生徒、保護者の方々に大変ご迷惑をおかけいたします。深くお詫び申し上げます。

誠に恐縮ではございますが、当該箇所につきましてご指導の際にご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、弊社ウェブサイト内 (<https://www.nichibun-g.co.jp/>) におきましても訂正内容を掲載しております。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 高等学校「情報の科学(情科305)」

頁・箇所	原文(誤)	訂正文(正)	理由
85頁・11行目	意匠権⑥:美感・新規性・創作性のある物品の形状・模様・色彩に関するデザインを最大20年間保護。	意匠権⑥:美感・新規性・創作性のある物品の形状・模様・色彩に関するデザインを <u>出願の日から25年間</u> 保護。	著作権法改正に伴う変更
85頁・29行目	著作者人格権は、著作者の死後は消滅するが、著作権(財産権)は経済的な利益を保護し、譲渡・相続できる。わが国では保護期間は著作者の死後 <u>50年</u> 、 <u>ただし映画は公開後70年</u> である。	著作者人格権は、著作者の死後は消滅するが、著作権(財産権)は経済的な利益を保護し、譲渡・相続できる。わが国では保護期間は著作者の死後 <u>70年</u> 、 <u>映画は公表後70年</u> である。	著作権法改正に伴う変更
154頁・左上	<1970年5月6日公布、 <u>2016年5月27日改正</u> (抜粋)>	<1970年5月6日公布、 <u>2020年6月12日改正</u> 公布、 <u>2021年1月1日施行</u> (抜粋)>	著作権法改正に伴う変更

154 頁・ 第 三 十 条 三	著作権を侵害する自動公衆送信 (国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、 <u>その事実</u> を知りながら行う場合	著作権を侵害する自動公衆送信 (国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、 <u>特定侵害録音録画であることを知りながら</u> 行う場合	著作権法改正に伴う変更
154 頁・ 第 三 十 五 条	学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における <u>使用</u> に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに <u>その複製の部数及び態様</u> に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。	学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における <u>使用</u> に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、 <u>若しくは公衆送信を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達</u> することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに <u>当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様</u> に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。	著作権法改正に伴う変更
154 頁・ 第 四 十 七 条 の 三	プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において <u>利用</u> するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案をすることができる。ただし、当該 <u>利用</u> に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りではない。	プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において <u>実行</u> するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該 <u>実行</u> に係る複製物の使用につき、第百十三条第五項の規定が適用される場合は、この限りではない。	著作権法改正に伴う変更
154 頁・ 第 五 十 一 条 2	著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後 <u>五</u> 十年を経過するまでの間、存続する。	著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後 <u>七</u> 十年を経過するまでの間、存続する。	著作権法改正に伴う変更